



DCガバナンス向上への道

～企業型確定拠出年金 (DC) 担当者の意識調査2018～

「ガバナンス」(統治)という言葉は、2013年6月の「日本再興戦略」の中で「コーポレートガバナンス(企業統治)改革」が打ち出されたことを機に注目され始めました。それ以降、企業はもちろん、最近ではアセットオーナーとしての企業年金の運営においても、ガバナンスが求められるようになってきました。

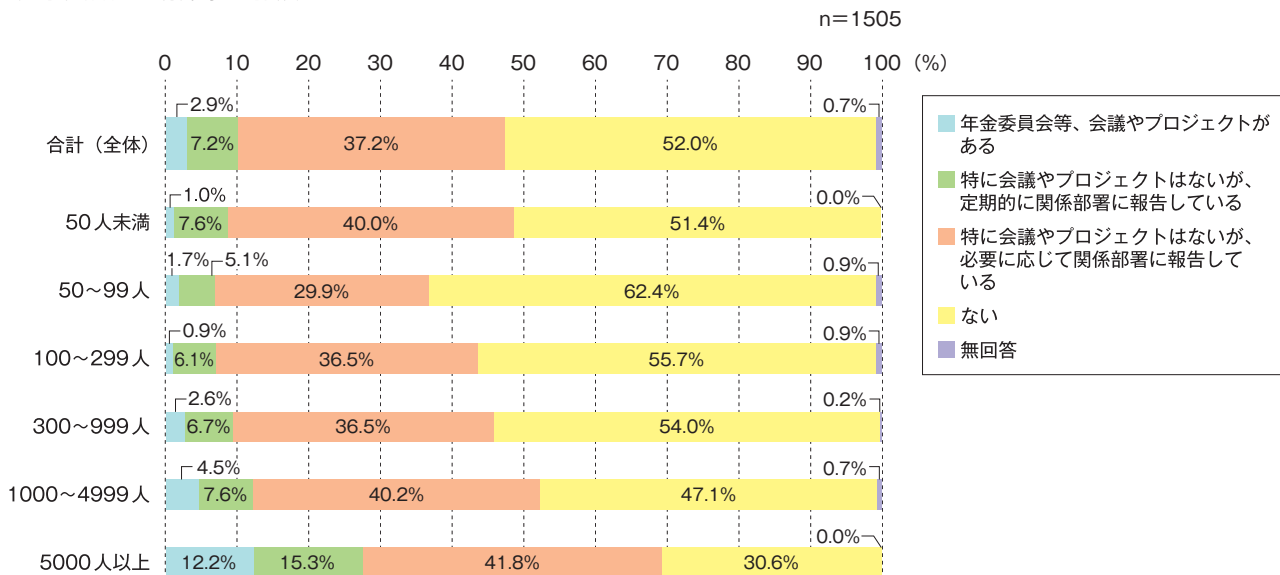
DCではこれまであまり使われていませんでしたが、「加入者のための制度運営を行い、それを説明できる状態にしておくこと」は、まさにガバナンスに他なりません。

そこで、2018年7月にNPO法人確定拠出年金教育協会が実施した「第14回 企業型確定拠出年金(DC)担当者の意識調査」では、「DCの制度運営におけるガバナンス」に関する設問を設けました。その速報を含めた調査結果や、ガバナンスにおけるDC導入企業の現在の取り組み状況についてお伝えします。



貴社内でDC制度運営にあたり
継続的に実施している会議・プロジェクト等がありますか？

従業員数×会議等の有無



Point

DCの制度運営にあたり継続的に実施している「年金委員会等、会議やプロジェクトがある」と回答した企業は、全体で2.9%と非常に少なく、「特に会議やプロジェクトはないが、定期的に関係部署に報告している」と回答した企業の7.2%を加えても、1割とまだ多くはありません。

しかし、従業員数が5000人以上の大企業では、「年金委員会等、会議やプロジェクトがある」「特に会議やプロジェクトはないが、定期的に関係部署に報告している」の2つの回答を合わせると約3割弱となり、企業規模が大きいほど継続的な情報共有体制が整備されている実態が分かりました。

DC制度運営の現在の状況を開示・報告して、 その事実を記録・保管することがガバナンスの第一歩

DC制度を導入している事業主は、確定拠出年金法第43条において「忠実義務」を負うとされています。具体的には、DC制度導入時には専ら加入者の利益を優先して運営管理機関や運用商品を選定し、導入後もこれらが適切な状態と言えるかを定期的に点検し、必要があれば運営管理機関とも対話し改善するということです。

もし問題や課題がないとしても、それを経営陣や労働組合に開示・報告し、その事実を記録・保管していくことが大切になります。しかし2017年に実施した調査によると、実態は下記グラフのように、運営管理機関から届く「加入者の運用やサービス利用状況に関する報告」を、「事務局のみで特に共有していない」代表事業主が半数、

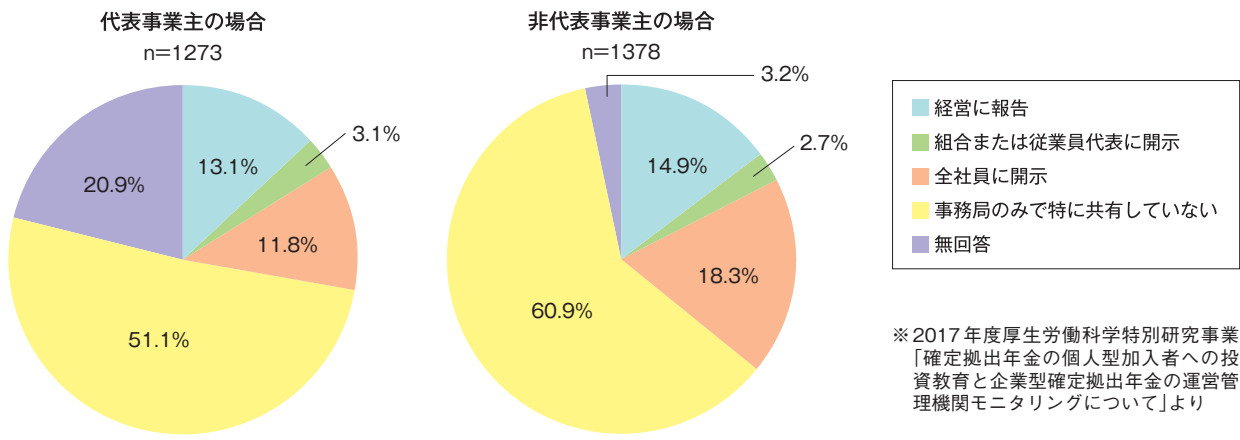
非代表事業主だと6割を超えています。これは、担当者のみが制度運営のリスクを抱え込んでいることになり、危険な状況と言えます。

ガバナンス向上の意味では、確定給付企業年金における年金委員会のような労使で制度運営実態を確認する場の設置が好ましいと思われます。

しかしそこまでいなくても、まずは運営管理機関から届く「加入者の運用やサービス利用状況に関する報告」と「運用商品に関する報告」について、事務局で受け取るだけでなく、経営陣や労働組合といった労使双方へ開示・報告し、その事実を記録・保管することから始めてみることをお勧めします。

DC

運営管理機関から届く報告をどう扱っていますか？



※2017年度厚生労働科学特別研究事業「確定拠出年金の個人型加入者への投資教育と企業型確定拠出年金の運営管理機関モニタリングについて」より

好評

本年度から提供開始 「DC制度管理シート」

本年度の調査より、Webでご回答いただいた方へのサービスとして「DC制度管理シート」のご提供を開始しました。調査回答項目の中から、制度運営の基本事項、継続教育の実施方法など制度運営の記録として残しておくべき項目を、PDFでダウンロードいただけるものです。今後はこういった履歴情報の重要性が増していくことが予想されます。また、担当者が代わる際には、業務の引き継ぎ資料としてもご利用いただけます。

